

第 4 4 号議案

東大和市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市税条例の一部を改正する条例

東大和市税条例（昭和２６年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第３１条の７第２項中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

第３３条の２第１項ただし書中「及び第３３条の３の３第１項」を「並びに第３３条の３の３第１項及び第２項第４号」に、「この限りでない」を「、この限りでない」に改める。

第３３条の３の２第１項第２号中「除き、」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）（」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第３３条の３の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (１) 所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (２) 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第２０条第１項第１号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第４６条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者
- (３) 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第２０条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定

配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）
若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する
者

第３３条の３の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、
同条第４項中「第４８条の９の７の３」を「第４８条の９の８」に改め、同項を同条
第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、
「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に」を「同条第１項の規定による
申告書に」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出する」を
「同条第１項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第３項とし、同条
第１項の次に次の１項を加える。

２ 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

（１）公的年金等支払者の名称

（２）公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又
はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又
はひとり親に該当する場合にはその旨

（３）特定配偶者の氏名

（４）扶養親族又は特定親族の氏名

（５）その他施行規則で定める事項

第４９条中「、土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては２０万円」
を削り、「１５０万円」を「１８０万円」に改める。

付則第６条中「から令和９年度まで」を「以後」に改める。

付則第７条の３第１項中「令和２０年度」を「令和２５年度」に、「令和７年」を
「令和１２年」に改める。

付則第７条の４中「又は付則第１８条の３第１項」を「、付則第１８条の２の３第
１項又は付則第１８条の３第１項」に、「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の
６第３項又は第４項」に改める。

付則第９条の２中「附則第７条の２第４項」の次に「（法附則第７条の３第３項又
は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

付則第１０条の２第１０項から第１３項までの規定中「３分の２」を「２分の１」
に改め、同条中第２４項を第２５項とし、第１６項から第２３項までを１項ずつ繰り
下げ、同条第１５項中「４分の３」を「３分の２」に改め、同項を同条第１６項とし、
同条第１４項中「４分の３」を「３分の２」に改め、同項を同条第１５項とし、同条
第１３項の次に次の１項を加える。

１４ 法附則第１５条第２４項第２号に規定する設備について同号に規定する市の条
例で定める割合は、５分の３とする。

付則第10条の2に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

付則第10条の5第1項中「する者」の次に「（第47条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者であつて、当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとするものを含む。）」を加える。

付則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付則第18条の2の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条の2の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第30条第1項及び第2項並びに第31条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第31条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第31条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第18条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第32条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第18条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは付則第18条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第18条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第18条の13を付則第18条の14とし、付則第18条の12の次に次の1条を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

第18条の13 法附則第15条の11第1項に規定する都市計画税の課税標準に係る市の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第33条の2第1項ただし書、第33条の3の2及び第33条の3の3の改正規定並びに付則第6条及び付則第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第49条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第31条の7第2項の改正規定並びに付則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）

並びに付則第9条の2及び付則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定
令和10年1月1日

- (4) 付則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第18条の2の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の東大和市税条例（以下「新条例」という。）第33条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第33条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の第33条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の

用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の東大和市税条例付則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例付則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例付則第18条の2の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第49条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
 - 3 新条例付則第10条の2第10項から第16項までの規定は、令和8年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び次条第2項において「新法」という。）附則第15条第24項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
 - 4 新条例付則第10条の2第26項の規定は、令和8年4月1日以後に新法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修特別特定建築物に対して課する令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

- 第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 2 新条例付則第18条の13の規定は、令和8年4月1日以後に新法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修特別特定建築物に対して課する令和9年度以後の年度分の都市計画税について適用する。